○農林水産省告示第千五百四十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器1本の内容量が5mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が5mL以上20mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合（アジュバント加）ワクチン	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー）混合（アジュバント加）ワクチン	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

医薬品の種類	手数料（単位　円）		試験品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）			保存用品の抜取数（単位　本、包、組又は箱）
	ロット	分注区分	最終小分容器1本の内容量が5mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が5mL以上20mL未満の場合	最終小分容器1本の内容量が20mL以上の場合	
（血清の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合ワクチン	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症・犬レプトスピラ病混合ワクチン	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）